

令和5年秋の交通安全県民運動実施要綱

1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身の積極的な交通安全活動への取組を推進することにより、交通事故防止を図ることを目的とする。

2 期間

- (1) 運動期間 令和5年9月21日（木）から30日（土）までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（土）

3 主唱

岡山県・岡山県交通安全対策協議会

4 スローガン

「交通ルール 守って笑顔 晴れの国」

5 運動重点

(1) 全国共通の重点

- ア 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- イ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- ウ 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

(2) 岡山県の重点

- ア 横断歩行者優先の徹底
- イ 運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底
- ウ スピードダウンの励行
- エ 自転車の安全利用とヘルメット着用に向けた理解の促進

(3) 自主重点

上記(1)、(2)のほか、それぞれの組織・地域・職域等の実態により、必要に応じて設定すること

【例】交差点における安全な通行の徹底 等

6 運動重点に関する主な推進項目

次のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

(1) 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

ア 歩行者の交通ルール遵守の徹底

歩行者に対して、横断歩道の利用、信号の遵守等の基本的な交通ルールの周知に加え、手上げやアイコンタクトにより運転者に対して横断する意思を

明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も安全を確認すること等を促す呼び掛けの強化

イ 歩行中の子どもと高齢者の安全の確保

(ア) 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴、高齢歩行者の死亡事故の特徴等を踏まえた交通安全教育等の実施

(イ) 保護者・教育関係者から幼児・児童に対する、道路の安全な通行に関する教育の推進

(ウ) 通学路等、子どもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

(エ) 高齢者自身が、加齢に伴う身体機能の変化（例：認知機能の低下、疾患による視野障害、反射神経の鈍化、筋力の衰え）を理解し、安全な交通行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進

(オ) 高齢者交通安全重点地区を中心とした高齢者の横断事故防止対策の推進

(カ) 「ゾーン30 プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進

(キ) 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

(2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

ア 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

(ア) 夕暮れ時と夜間における歩行者が関係する死亡事故の特徴を踏まえた、交通安全教育等の実施

(イ) 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進

(ウ) 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯の励行

(エ) 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用

(オ) 自動車を使用する事業所における、従業員に対する夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起

イ 歩行者等に対する保護意識の向上

(ア) 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちによる交通マナーアップの呼び掛け

(イ) 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行するなどの、横断歩道等における歩行者優先義務等の遵守の徹底

(ウ) 歩行者等の保護の徹底を始めとした、安全運転の実践に資する交通安全教育や広報啓発の推進

(エ) 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性についての広報啓発の推進

ウ 高齢運転者の交通事故防止

(ア) 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等についての交通安全教育及び広報啓発の推進

(イ) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（サポカー）の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発

(ウ) 身体機能の変化等により、安全な運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口（安全運転相談ダイヤル：#8080（シャープハレバレ））

についての広報啓発の推進

- (エ) 運転免許証の自主返納制度及び「おかやま愛カード」事業の広報啓発による、自主返納しやすい環境づくりの促進

エ シートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- (ア) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進

- (イ) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付方法、ハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底

- (ウ) 高速乗合バス、貸切バス等の事業者に対する、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

オ 二輪運転者に対する広報啓発

- (ア) 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進

- (イ) 若年層のほか中高年層も対象とした、二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

カ 飲酒運転の根絶

- (ア) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成

- (イ) 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底

キ 妨害運転等の防止

- (ア) 妨害運転等の悪質性・危険性と罰則についての広報啓発

- (イ) 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

(3) 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

ア 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保

- (ア) 全ての自転車利用者に対する、ヘルメット着用の必要性・効果に対する理解の促進と努力義務化を踏まえた、着用の徹底を図るための広報啓発の推進

- (イ) 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児二人同乗用自転車の乗車・降車時の転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進

- (ウ) 夕暮れ時の早めのライト点灯と反射材用品の取付促進による自転車の視認性向上

- (エ) 自転車の定期的な点検整備の促進

- (オ) 自転車事故被害者の救済に資するための、損害賠償責任保険（共済）への加入促進

イ 自転車の交通ルール遵守の徹底

(ア) 「自転車安全利用五則」を活用した広報啓発による、交通ルールの周知と遵守の徹底

「自転車安全利用五則」

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

(イ) 「自転車安全利用五則」に示されているルールのほか、二人乗りや並進の禁止、自転車通行空間が整備された箇所における通行方法等の基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底

(ロ) 傘差し、イヤホン、スマートフォン等の「ながら運転」の危険性と禁止の周知徹底

(エ) 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するための、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

ウ 特定小型原動機付自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

(ア) 特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用の徹底

(イ) 特定小型原動機付自転車の利用者に対する、販売事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進

(4) 横断歩行者優先の徹底

ア 運転者に対し、横断歩道や横断者を看過しないための確認の徹底を始め、横断歩道のみならず道路標識や予告標示（いわゆる「ダイヤモンド」）への留意、横断歩行者等妨害等違反に係る罰則（反則金）・点数について広報啓発を推進

イ 歩行者に対し、「アイコンタクト」、「手上げ」による横断の意思表示の実践について呼び掛けを強化

(5) 運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底

ア 運転中のスマートフォン等での通話や画像注視といった「ながら運転」の危険性、ルール遵守の重要性及び罰則についての広報啓発を推進

イ 「ながら運転」禁止の徹底に向けた各種講習会、交通安全教室等の機会を通じた周知と地域、職域、各関係機関・団体等における取組の強化

(6) スピードダウンの励行

ア 各種講習会、交通安全教室等の機会や広報啓発活動を通じた、速度超過の危険性及び制限速度遵守の重要性の周知徹底

イ 各関係機関・団体による各事業所や地域住民に対するスピードダウンの働きかけ

(7) 自転車の安全利用とヘルメット着用に向けた理解の促進

ア 交通事故はもとより、他の歩行者や車両への迷惑と危険の防止を踏まえた、

- 自転車等の安全利用に関する広報啓発、交通安全教育、街頭指導等の推進
- イ 自転車の飲酒運転が重大な交通事故につながることを踏まえ、自転車の飲酒運転厳禁について周知を徹底
- ウ 自転車の用水路等への転落事故防止についての広報啓発の推進
- エ 昨年までの過去10年間に、県内で発生した自転車事故におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約4.7倍高いことなど、ヘルメット着用が被害軽減を図り、ひいては命を守ることにつながる点に着眼した広報啓発、交通安全教育等を推進

7 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、依然として多くの人々が犠牲になり、又は負傷している厳しい交通事故情勢が県民に正しく理解・認識され、運動重点及び推進項目の趣旨が県民各層に定着して、県民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

また、運動に際しては、交通事故被害者等の視点に配慮するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

さらに、交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図り、県民一人一人が交通事故に注意した交通行動をとることにより、交通事故の発生を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

(1) 地域、家庭等における活動

- ア 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
- イ 家庭内での話し合い等を通じた交通安全意識の向上、安全な交通行動の実践
- ウ 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する、福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進
- エ 地域が一体となった子どもの見守り活動の充実

(2) 教育現場等における活動

- ア 幼児と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による基本的な交通ルールの教育
- イ 児童・生徒を対象とした交通安全教材「セーフティサイクル・ステップアップ・スクール」を利用した交通安全学習、学生等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等による安全な歩行と自転車の安全利用、ヘルメット着用等に関する教育
- ウ 地域の交通安全啓発活動への参加促進

(3) 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動

参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による、安全な歩行・自転車利用等についての指導

(4) 職域における活動

- ア 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催

- イ 飲酒運転・無免許運転・妨害運転等による交通事故の実態と悪質性・危険性の周知
 - ウ 横断歩道等における歩行者等優先の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模範的な運転の推進
 - エ 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
 - オ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - カ 自転車を利用する通勤又は業務中の交通事故防止や被害軽減に向けた、自転車交通ルールの遵守とヘルメット着用の徹底
 - キ 自動車、自転車の早めのライト点灯の励行
 - ク 右左折時、進路変更時における合図の徹底
 - ケ 社内での広報啓発活動や、職員による地域の交通安全啓発活動への参加の促進
 - コ 安全運転管理者、運行管理者等による交通安全指導の徹底
- (5) 交通安全総点検の実施
- 通学路や生活道路、用水路等の危険箇所の把握と解消に向けて、地域住民等と交え、子どもや高齢者等の視点に立った点検を実施

8 その他

(1) 模範的な交通行動の実践

各関係機関及び団体は、連携して運動に取り組むとともに、それぞれの所管及び特性に応じ、創意工夫を凝らした活動を実施し、本運動が真に県民総ぐるみの運動となるよう努めるとともに、職員に対して本運動の趣旨等を周知し、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をすること。

(2) 時代に即した手法の導入

各関係機関及び団体は、従来の活動に加え、放送設備やオンライン会議システム等の活用による対面によらない交通安全教育等、時代に即した効果的な手法を取り入れるものとする。

(3) 広報啓発活動の展開

本運動を効果的に推進するために、あらゆる組織、団体等を通じて交通ルールの遵守と交通マナーアップが図られるよう広報啓発活動を展開すること。

特に、交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSによる情報発信を積極的に展開するものとする。

なお、広報啓発活動にあたっては、昨年及び本年上半期の交通死亡事故の特徴には、車両単独、正面衝突、追突といった一方的な過失によるものが多く見られることを踏まえ、運転への集中と緊張感の保持、確実な運転操作、スピードダウンの徹底についても呼び掛けるものとする。